

# 経 済 産 業 省

20190520製局第4号  
令和元年5月23日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から令和元年5月17日付け警察庁丙組組企発第14号、警察庁警備局長から令和元年5月17日付け警察庁丙備企発第17号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が令和元年5月17日付け外務省告示第14号により、国家公安委員会委員長が令和元年5月17日付け国家公安委員会告示第3号及び第4号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対  
象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○外務省告示第十四号

平成三十三年外務省告示第三百三十二号及び平成三十一年外務省告示第  
二百三十八号を含む関連の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第千  
二百六十七号に基づき、第九百八十八号、第九百八十九号及び第二千二百五  
十三号に基き設立された各理事会委員会が平成三十一年四月十三日、  
十七日及び二十二日に行つた決定等に基き、同理事会決議第千二百六  
十七号及び第二十二号、第九百八十八号、第九百八十九号、第九百九十号、  
第九百九十四号（b）、第九百九十八号（a）、第九百九十九号（a）、第二千二百五  
十三号（a）及び第九百八十八号（a）、第九百九十五号（a）に定められた措置の対  
象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

令和元年五月十七日

外務大臣 河野 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順  
次に對する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のうちに改  
正前欄及び改正後欄に對して掲げるその標記部分に二重傍線を付した  
規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正  
後欄にこれに對するもの掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(別表) 1. ～394. [略] <u>395. 削除</u></p> <p>396. ～422. [略] <u>423. 削除</u></p>	<p>(別表) 1. ～394. [同左] <u>395. ジャマアト・ハマート・ダウワ・サラフイーヤ (DHDS)</u> (別称：ジャマアト・ハマー・アル・ダーワ・アル・サラフイーヤ) (旧称：カテイバト・エル・アウエル) DJAMAT HOUMAT DAWA SALAFIA (DHDS) (a. k. a. : Djamaat Houmah Al-Dawah Al-Salafiat) (f. k. a. : Katibat el Ahouel) 所在地：アルジェリア 国連制裁委員会による指定日：2003年11月11日(2004年11月26日、2008年4月7日、2010年1月25日及び2011年12月13日に改訂) その他の情報：武装イスラム集団(168. に指定した団体)及びイスラム・ラジワ諸国のアル・カーイダ組織(173. に指定した団体)と関係がある。安全保障理事会決議1822(2008年)に基づき見直しは2009年7月30日に終了した。 396. ～422. [同左] <u>423. フアタヒ・ビン・ハサン・ビン・サーレム・アル・ハッダード</u> (別名：(a)フアタヒ・ビン・アサン・ハッダード(b)フアタヒ・ハサン・アル・ハッダード)</p>

FETHI BEN HASSEN BEN SALEM AL-HADDAD (a.k.a. : (a)Fethi ben Assen Haddad (b) Fathy Hassan al Haddad)

称号：不明

役職：不明

生年月日：(a) 1963年6月28日 (b) 1963年3月28日

出生地：Tataouene, Tunisia

国籍：チュニジア

旅券番号：チュニジア旅券 L183017 (1996年2月14日発行、2001年2月13日失効)

ID番号：不明

住所：(a) Number 184 Via Fulvio Testi -Cinisello Balsamo (MI), Italy (b) Number 1 Via Porte Giove - Mortara (PV), Italy, (Domicile)

国連制裁委員会による指定日：2004年3月17日 (2004年11月26日、2005年12月20日、2007年12月21日、2010年1月25日及び2011年5月16日に改訂)

その他の情報：Italian Fiscal Code (イタリア納税者番号) は HDDFTH63H28Z352V。 安全保障理事会決議1822 (2008年) に基づく見直しは2009年7月30日に終了した。

462. ズルカルナエン (別名：(a)ズルカルナン(b)ズルカルナン(c)ズルカルニン(d)アリフ・スナルソ(e)アリフ・スナルソ(f)ズルカルナン)

462. アリフ・スナルソ (別名：(a)ズルカルナン(b)ズルカルナン(c)ズルカルニン(d)アリフ・スナルソ(e)ズルカルナエン)

(f) アリス・スナルソ(g) ウスタド・ダウド・ズルカルナエン  
(h) ムルシッド

ARIS SUMARSONO (a. k. a. : (a) Zulkarnan (b) Zulkarnain (c)  
Zulkarnin (d) Arif Sunarso (e) Zulkarnaen (f) Aris  
Sunarso (g) Ustad Daud Zulkarnaen (h) Murshid)

称号：不明

役職：不明

生年月日：1963年

出生地：Gebang village, Masaran, Sragen, Central Java,  
Indonesia

国籍：インドネシア

旅券番号：不明

ID番号：不明

住所：不明

国連制裁委員会による指定日：2005年5月16日 (20  
19年4月17日に改訂)

その他の情報：国連安全保障理事会決議第1822号 (20  
08年) に基づく見直しは2010年6月8日に終了した。

国連安全保障理事会決議第2253号 (2015年) に基づ  
く見直しは2018年6月7日に終了した。同人に対するイ

ンターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別

手配書のリンク：

[https://www.un.org/securitycouncil/content/un-sc-  
consolidated-list.](https://www.un.org/securitycouncil/content/un-sc-consolidated-list)

アリス・スナルソ(g) ウスタド・ダウド・ズルカルナエン(h)  
ムルシッド

ZULKARNAEN (a. k. a. : (a) Zulkarnan (b) Zulkarnain (c)  
Zulkarnin (d) Arif Sunarso (e) Aris Sumarsono (f) Aris  
Sunarso (g) Ustad Daud Zulkarnaen (h) Murshid)

称号：不明

役職：不明

生年月日：1963年

出生地：Gebang village, Masaran, Sragen, Central Java,  
Indonesia

国籍：インドネシア

旅券番号：不明

ID番号：不明

住所：不明

国連制裁委員会による指定日：2005年5月16日  
その他の情報：不明

463.～774. [答]

463.～774. [問左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○国家公安委員会告示第三号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年五月十七日

国家公安委員会委員長 山本 順三

名簿記載者公告番号QI-96（ズルカルナエン（ZULKARNAEN））

1 変更前

氏名 ズルカルナエン（ZULKARNAEN）

別名 (a)ズルカルナン（Zulkarnan） (b)ズルカルナン（Zulkarnain） (c)ズルカルニン（Zu

lkarnin） (d)アリア・スナルソ（Arif Sunarso） (e)アリス・スナルソ（Aris Sumarsono）

(f)アリス・スナルソ（Aris Sunarso） (g)ウスタド・ダウド・ズルカルナエン（Ustad Daud

Zulkarnaen） (h)ムルシッド（Murshid）

名簿に記載された年月日 2005年5月16日

その他参考となるべき事項 不明

2 変更後

氏名 アリス・スナルソノ (ARIS SUMARSONO)

別名 (a)ズルカルナン (Zulkarnan) (b)ズルカルナイン (Zulkarnain) (c)ズルカルニン (Zulkarnin) (d)アリア・スナルソ (Arif Sunarso) (e)ズルカルナエン (Zulkarnaen) (f)アリス・スナルソ (Aris Sunarso) (g)ウスタド・ダウド・ズルカルナエン (Ustad Daud Zulkarnaen) (h)ムルシッド (Murshid)

名簿に記載された年月日 2005年5月16日 (2019年4月17日に改訂)

その他参考となるべき事項 国連安全保障理事会決議第1822号 (2008年) に基づく見直しは2010年6月8日に終了した。国連安全保障理事会決議第2253号 (2015年) に基づく見直しは2018年6月7日に終了した。同人に対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク : <https://www.interpol.int/en/notice/search/un/4681385>



○国家公安委員会告示第四号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

令和元年五月十七日

国家公安委員会委員長 山本 順三

1 名称 ジヤマーアト・ハマート・ダウワ・サラフイーヤ (DJAMAT HOUMAT DAAWA SALAFIA (DHDS))  
名簿に記載された年月日 2003年11月11日 (2004年11月26日、2008年4月7日、2010年1月25日  
及び2011年12月13日に改訂)

名簿記載者公告番号 QE-34

2 氏名 フラタヒ・ベン・ハサン・ベン・サーレム・アル・ハッダード (FETHI BEN HASSEN BEN S  
ALEM AL-HADDAD)

名簿に記載された年月日 2004年3月17日 (2004年11月26日、2005年12月20日、2007年12月21日、  
2010年1月25日及び2011年5月16日に改訂)

名簿記載者公告番号 Q1-83